



# 後期高齢者医療に関するお知らせ

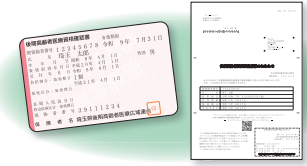


## 「資格確認書」・「資格情報のお知らせ」の発送

発送日 **7月13日(月)**

後期高齢者医療保険の年度更新に伴い、被保険者全員に「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」を郵送します(7月下旬までに配達完了)。

令和8年8月以降につきましては、マイナ保険証(健康保険証の利用登録済みのマイナンバーカード)の利用促進のため、次の表のとおり仕組みが変わります。



※「資格情報のお知らせ」とは医療保険情報を確認するための通知であり、**こちらだけでは医療機関の受診はできません**。医療機関では「マイナ保険証」をご利用ください。マイナ保険証の読み取りができない医療機関において資格情報を把握できるように一緒にご提示ください。

		令和8年7月まで	令和8年8月から
84歳以下の方 (昭和16年8月2日以降生まれ)	マイナ保険証を持っている方	資格確認書	資格情報のお知らせ※
	マイナ保険証を持っていない方		資格確認書
85歳以上の方 (昭和16年8月1日以前生まれ)			資格確認書

## 保険料納付通知書の発送

発送日 **7月1日(水)**

保険料納付通知書を被保険者全員へ普通郵便で郵送します。

		令和6・7年度	令和8・9年度
所得割率	医療分	9.03%	医療分 <b>9.49%</b> 子ども分※ <b>0.25%</b>
	均等割額	医療分 45,930円	医療分 <b>52,370円</b> 子ども分※ <b>1,330円</b>
賦課限度額	医療分 80万円 (令和7年度)	医療分 <b>85万円</b> 子ども分※ <b>2万1千円</b>	

●保険料は2年に一度、県単位で見直され、令和8・9年度分は左の表のとおり改定されました。また、令和8年度から、従来からの**医療分**の保険料と合わせて**子ども分**(子ども・子育て支援納付金分)が加算されました。

※「子ども分」は令和8年度の保険料率です。令和9年度の保険料率は令和8年度中に決定します



### 4月から、保険料の普通徴収による納付は**口座振替が原則となりました**

保険料を納付書で納付する方は、保険料納付通知書に同封の「口座振替依頼書」を持参の上、口座をお持ちの金融機関などで口座振替をお申し込みください。

## 所得の少ない方への保険料の軽減

同一世帯内の被保険者および世帯主の令和7年中の総所得金額などの合計額が軽減判定基準以下の場合、保険料の均等割額が軽減されます。

均等割額軽減割合	軽減判定基準 (下線部分は、年金・給与と所得者の数が2人以上の場合)	軽減後の均等割額	
		令和6・7年度	令和8年度
7割 (医療分は7.2割※)	基礎控除額(43万円) +10万円×(年金・給与と所得者の数-1)以下	13,700円/年	<b>14,900円/年</b> (医療分 14,600円) (子ども分 300円)
5割	基礎控除額(43万円)+31万円×(被保険者数) +10万円×(年金・給与と所得者の数-1)以下	22,960円/年	<b>26,840円/年</b> (医療分 26,180円) (子ども分 660円)
2割	基礎控除額(43万円)+57万円×(被保険者数) +10万円×(年金・給与と所得者の数-1)以下	36,740円/年	<b>42,950円/年</b> (医療分 41,890円) (子ども分 1,060円)

※令和8・9年度は、医療分のみ7割ではなく7.2割軽減

➤ 令和8年度保険料について詳しくは、保険料納付通知書に同封する「令和8年度保険料のしおり」または市ホームページをご覧ください



■ 問い合わせ  
保険年金課(内線277)